地方交付税とは

資料12

○所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額とされている**地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し**、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう**財源を保障するためのもので、地方の固有財源である**。

性　　格：本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が 一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、**いわば「国が地方に代わって徴収する地方税である。」（固有財源）**

（参考　平成１７年２月１５日　衆・本会議　小泉総理大臣答弁）
地方交付税改革の中で交付税の性格についてはという話ですが、地方交付税は、国税五税の一定割合が地方団体に法律上当然帰属するという意味において、地方の固有財源であると考えます。

総　　額：**所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の22.3%、地方法人税の全額**

種　　類：**普通交付税＝交付税総額の９４％**
特別交付税＝交付税総額の　６％

交付時期：**普通交付税　４，６，９，１１月の４回に分けて交付**
ただし、大規模災害による特別の財政需要を参酌して繰上げ交付を行うことができる。
特別交付税　１２，３月の２回に分けて交付
ただし、大規模災害等の発生時においては、交付額の決定等の特例を設けることができる。